

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであると認識しており、株主の皆さまをはじめ、お客さま、取引先、地域社会など様々な利害関係者との信頼関係を深めるため、経営の透明性を確保し、アカウンタビリティ（説明責任）を充実させ、リスクマネジメントや企業倫理・コンプライアンスの徹底及び確立にも配慮し、経営効率を向上させていくことを基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電信電話株式会社	2,214,815	67.30
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	89,861	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	75,645	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	72,571	2.21
ザ バンク オブ ニューヨークージャスディックトリーティー アカウト	55,028	1.67
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	26,156	0.79
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	25,055	0.76
ビービーエイチルクス フィデリテイ ファンズ ジャパン アドバンテージ	23,188	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口⑨)	21,061	0.64
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャステック アカウト	20,651	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

日本電信電話株式会社 (上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡、海外) (コード) 9432

補足説明

当社の親会社である日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)の平成23年3月末における当社株の持株比率は67.3%であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社はNTTとの間で、相互の自主・自律性を尊重しつつ、NTTグループ全体の利益の最大化を通じてNTTグループ各社の利益を最大化することを目的としたグループ経営運営に関わる契約を締結し、それに基づきグループ経営運営費の支払を行っております。これにより、当社は各種の助言、NTTブランドの使用、グループ広報の実施等の役務及び便益の包括的な提供を受けており、とりわけNTTグループの一員としてNTTブランドを使用することは、当社の信用力や信頼性の向上につながり、事業遂行上のメリットになるものと考えております。

その他、当社は、NTTグループとの間で建物賃貸借契約を締結し賃料収入を得ておりますが、賃貸価格の決定方法については一般の取引先と同様の条件を基本とし、近隣相場や市場価格を参考に双方協議の上決定しております。また当社は、NTTグループから主に分譲事業用地として

土地を取得しておりますが、取得価格は、一般市場からの土地取得と同様、事業採算性等を勘案し、双方協議の上決定しております。従いまして、当社は、親会社であるNTTとの取引に際しては、少数株主の保護にも配慮しつつ、実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

NTTの平成23年3月末における当社株の持株比率は67.3%であり、会社法上の多数株主としての権利を有しております。当社は、NTTグループにおける唯一の総合不動産会社であり、自ら経営責任を負い、独立して事業経営を行っております。ただし、重要な問題については親会社であるNTTとの話し合い、またはNTTに対する報告を行っておりますが、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりするものではありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山内 功	他の会社の出身者	○								○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山内 功		現在、NTTの従業員	業務執行の監督機能を強化するとともに、幅広い経営的視点を取り入れるためです。また、同氏は親会社であるNTTの従業員ですが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で取締役会の議案及び審議等につき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期に1回定期的及び随時、監査内容、監査結果等について意見交換を実施し、それぞれの監査計画、監査体制について説明する等緊密な関係を図っております。また、必要に応じて監査役は会計監査人の監査の立会いを行っています。

監査役は内部監査部門である考査室から、四半期毎及び随時、内部監査結果について報告を受けております。また内部監査計画策定に際して必要に応じて意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
坂下 昭	他の会社の出身者	○								○
池田 仁	その他									○
榎本 晶夫	その他									○
荻原 健	他の会社の出身者	○								○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
坂下 昭		NTTに平成9年までの25年間勤務	主に西日本電信電話株式会社の社外監査役等として培った豊富な経験と幅広い見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は過去に25年間のNTTでの勤務経験がありますが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。
池田 仁	○	独立役員	主に長年にわたる行政実務等により培った豊富な経験と幅広い見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係およびその他の利害関係はありません。 【独立役員指定理由等】 親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身ではない等、東京証券取引所の掲げる事項のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として指定いたしました。
榎本 晶夫		_____	主に長年にわたる行政実務等により培った豊富な経験と幅広い見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 なお、同氏は当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係およびその他の利害関係はありません。
荻原 健		現在、NTTの従業員	主にNTT等での勤務経験を通じて培った豊富な経験と幅広い見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏は親会社であるNTTの従業員ですが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

賞与については、業績等を勘案の上、決定しております。また、月額報酬のうち、一定額以上を抛出し、役員持株会制度を通じて自社株式を取得するとともに、在任中はその株式を保有する仕組みを導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書、及び事業報告において開示されており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。以下のURLをご参照ください。
<http://ir.nttud.co.jp/>

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、取締役会にて決定しております。
取締役については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとしております。賞与は、当期の会社業績等を勘案し支給することとしております。
また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会開催前に取締役会資料の事前説明を行っております。また、監査役をサポートする組織として監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法に定められる株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用したものであります。

また、取締役社長が決定する事項のうち経営上の重要事項を審議する機関として、常勤取締役、支店長及び事業部長並びにスタッフ部門等の長で構成される経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めております。当会議には、意思決定の透明性を高めるため常勤監査役が出席しております。さらに、投資案件については、経営会議に先立ち、社内横断的なメンバーで構成される投資検討会において投資リスク等を慎重に検討し、リスク管理を行っております。

平成22年度末における取締役会は、取締役14名(うち社外取締役1名)で構成され、当社の経営及び業務執行の基本方針又は重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会は毎月1回の定期開催を原則としており、さらに必要に応じて臨時開催するなど、迅速な意思決定に努めており、平成22年度において25回開催しました。

また、監査役会は 監査役4名(うち社外監査役4名)で構成されており、原則毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、平成22年度において27回開催しました。各監査役は監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、取締役の職務執行状況を監査し、業務及び財産の状況を調査しております。

なお、平成23年6月21日現在の取締役会は取締役14名(うち社外取締役1名)、監査役会は監査役4名(うち社外監査役4名)でそれぞれ構成されております。

当社における内部監査については、内部監査部門である審査室(6名)を社長直轄に設置し、業務執行から独立した立場で内部監査を実施しております。内部監査計画に基づき、事業運営活動が、法令、定款及び諸規程並びに経営方針や計画に沿って行われているかを検証し、問題点の発掘と解決方法の検討を行っております。これにより経営効率及び収益力の向上に寄与し、当社グループの健全性の保持に貢献すると考えております。

監査役監査については、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に事業の報告を求めております。なお、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役補助使用人たる「監査役室」(スタッフ4名)を監査役の下に設置しております。

なお、常勤監査役坂下昭氏は、日本電信電話公社の経理部門において勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役の機能強化に係る取組状況については、1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査役関係】、【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】の欄も併せてご参照ください。

当社の会計監査人については、充実した監査体制の下、幅広い経験に基づく高品質な監査を行ってきたこと、当社業務内容に精通していること、並びに監査の継続性の確保等を勘案し、有限責任 あずさ監査法人を当社の会計監査人に選任いたしております。

平成22年度の会計監査業務を実施した公認会計士の氏名については次のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員: 金井沢治(5年)、吉田秀樹(4年)

* ()内は継続監査年数

監査業務に係る補助者の構成については次のとおりです。

公認会計士6名、その他9名

当社及び子会社が公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬として、有限責任 あずさ監査法人へ支払った報酬は80百万円です。また、上記以外の業務に対する報酬は26百万円です。

審査室(内部監査部門)、監査役及び会計監査人はそれぞれ四半期毎及びその他必要に応じて意見交換、情報交換を行い、相互連携のもとに監査を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係については、内部監査部門、監査役及び会計監査人は、内部統制システムの整

備・運用状況等の監査にあたり、内部統制システムの基本方針に定める各体制の主管部門から随時報告・説明を受けるなどにより当該部門と連携を図った上で、内部統制部門を監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由については、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項の欄をご参照ください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月に開催した株主総会に係る招集通知については、法定期日よりも早期(株主総会の約3週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの議決権行使の選択肢を広げるため、平成18年6月開催の株主総会よりインターネットウェブサイトによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年6月開催の株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による行使も可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英文で提供しており、当社IR情報サイト(http://ir.ntttd.co.jp/)に掲載を行っております。
その他	当社IR情報サイト(http://ir.ntttd.co.jp/)に議決権行使結果の臨時報告書(英訳有)の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーについては平成23年4月1日に作成・公表いたしました。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援会社等の主催する個人投資家説明会に参加し、経営状況の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び第2四半期末に決算説明会を、第1四半期末及び第3四半期末に電話会議を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米並びにアジアを中心に個別ミーティングによる説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アニュアルレポート、決算説明会資料等、最新の財務データ等を提供しております。また、決算説明会のプレゼンテーションを動画で配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は不動産賃貸事業や分譲事業などの事業活動を通じて多様なステークホルダーと関わりをもっています。今後とも、各ステークホルダーの皆さまとの良好な関係の維持を目指します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は企業の社会的責任を果たすため、社会に向けたメッセージ、方向性などを定めた「NTT都市開発グループ CSR基本方針」にもとづき、NTTグループの一員として良質な不動産開発事業を推進するとともに、「人」「街」「自然」が調和する街づくりを通じて、より暮らしやすい持続可能な社会の実現に貢献します。また、CSR報告書を発行し、当社ホームページに公開しております。(http://www.ntttd.co.jp/csr/)

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会の監督、監査役会の監査の下、取締役社長は内部統制システムを構築および整備して、職務を執行しております。内部統制システムの整備に関する基本方針についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備する。

- a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
 - (b) NTT都市開発グループ全ての役員及び社員は、NTTグループ企業倫理憲章に基づき、企業倫理・コンプライアンスの強化に向けた取り組みを実施する。
 - (c) 企業倫理推進委員会の設置、企業倫理・コンプライアンス関連規程の整備により、不法、違法行為の未然防止を図る。
 - (d) 企業倫理・コンプライアンス・ヘルプラインを設置し、役員及び社員が企業倫理・コンプライアンスについて社内及び社外の窓口相談できる制度を整備する。
 - (e) 企業倫理・コンプライアンス違反又はそのおそれが発生した場合、主管部門に情報を集中させ、適切な対応を採ることができる体制を整備する。
 - (f) 役員及び社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理・コンプライアンス研修等を実施する。
 - (g) 内部統制システムの整備及び運用状況についての有効性評価を実施する組織として審査室を設置し、監査レビューの実施やリスクの高い項目については、監査を実施することにより、有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
 - (h) 適法適正な事業活動のため、法務部門によるリーガルチェックを実施するとともに、法務部門を通じて一元的に弁護士に適法性の確認を採る体制を整備する。
 - (i) 金融商品取引業者として、適正な業務運営態勢及び人的構成の確保、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備、適切な利用者保護、顧客情報管理を行うこととする。
 - (j) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行うこととする。
 - (k) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、警察等関連機関とも連携し毅然と対応することとする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、文書管理規程等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 投資案件については、経営会議に先立ち、投資検討会において投資リスク等を慎重に検討する。
 - (b) リスク管理関連規程の整備等により、リスクに対し適切な予防と対応を行う。
 - (c) 役員及び社員のリスク管理に対する意識を高めるため、リスク管理研修等を実施する。
 - (d) 災害対策推進委員会及び災害対策推進室の設置、大規模地震等発生時の基本方針及びマニュアルの制定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講ずることにより、災害発生時に適切な対応を採ることができる体制を整備する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 組織の構成と各組織の職務範囲を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任権限規程により、担当部門、職務権限、意思決定ルールを明確化する。
 - (b) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、経営会議規則を定め、取締役会の下部機関として経営会議を原則週1回開催する。
 - (c) 取締役会により中期経営方針及び事業計画を策定し、月次、四半期毎に実績を業績管理していくことにより、職務執行の効率性を図ることとする。
- e. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 子会社との間で、一定の重要事項について、当社との間で協議又は報告を行わなければならないものとする。
 - (b) 内部監査部門に定期的に子会社を視察させることにより、子会社の業務に対する監督を行う。
 - (c) 子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。
 - (d) 親会社及び子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準により契約締結の可否を審査し、親会社及び子会社との間の取引の適正を確保する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
・ 監査役の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の社員を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとする。
- g. 監査役を補助すべき社員の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとする。
 - (b) 監査役補助者は専任とし、業務の執行に係る職務と兼任させないこととする。
- h. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議にも監査役を出席させ、監査役に対する報告体制を確保する。
 - (b) 取締役及び社員は、職務執行等の状況に係る以下の項目について監査役に報告する。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - ・ 月次決算報告
 - ・ 内部監査の状況
 - ・ 法令、定款等に違反するおそれのある事項
 - ・ 企業倫理・コンプライアンス・ヘルプラインの通報状況
 - ・ 上記以外の企業倫理・コンプライアンス上重要な事項
 - (c) 取締役は、審査室を通じて、内部統制システムの構築、運用状況を取締役に報告するものとする。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は、代表取締役等との意思疎通の観点から、四半期毎に代表取締役等との間で意見交換会を開催する。
 - (b) 監査役が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーの使用を要請した場合、監査役の要請を最大限尊重するものとする。

【整備状況】

平成18年5月1日の会社法施行に伴い、「内部統制システムの基本方針」を平成18年5月11日の取締役会において決議しました。その後、内容の充実を図る観点から平成19年3月26日の取締役会において改正するとともに、反社会的勢力排除の姿勢の明確化及び金融商品取引法順守の観点から平成20年3月28日の取締役会において改正いたしました。更に、災害発生時に適切な対応を採ることができる体制をより充実、整備するため、災害対策推進委員会及び災害対策推進室の設置を行ったことから、平成21年3月30日の取締役会において改正しております。

なお、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用された金融商品取引法における内部統制報告制度等については、経営会議メンバーで構成される内部統制委員会の下で適切な整備・運用に取り組んでおります。

また、当社における企業倫理・コンプライアンスについては、スタッフ部門、事業推進部門、事業部等の長で構成される企業倫理推進委員会で企業倫理・コンプライアンスに対する方針等を審議するとともに、企業倫理・コンプライアンスに関する研修を実施し、社員等からの相談窓口としての企業倫理・コンプライアンス・ヘルプラインの社内周知と適切な運用を徹底するなど、企業倫理・コンプライアンスの確立に向けた取り組みを行っております。

内部統制システムの要ともなるリスクマネジメントについては、企業の価値を維持・増大させていくため、事業に関連する内外の様々なリスクを把握し適切な対策を実施することにより、より適切で大胆な経営判断を行うことができるものと考えております。

また、「リスク管理規程」の適切な運用を図ることにより、事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理及び実践を通じ、事業の継続と安定的発展を確保することとしております。リスクマネジメントの徹底については、例えば、開発案件の投資判断にあたっては、賃料下落リスクや工期遅れのリスク、近隣対応へのリスク、土壌汚染等の環境リスク等の考えられるリスクを全て洗い出して判断を行うように努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、「内部統制システムの基本方針」において明記するとともに、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、総務部を対応統括部署として、全社横断的な対応を実施することとしております。

また、平時の際の円滑な情報交換及び有事の際の緊急的な対応のため、警察等関連機関との連携を行っております。

これらの当社の基本的な考え方、および対応にあたっての社内体制については、「企業倫理・コンプライアンス規程」および「ビジネスリスクマネジメントマニュアル」において定め、社内の浸透を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
---	----

該当項目に関する補足説明

当社としては、親会社の議決権の所有割合が50%を超えている現状に鑑みて、株式会社の支配に関する基本方針を特段定めておらず、現時点での買収防衛策導入もしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、保有する会社情報の公表に対する姿勢及び重要な経営情報の開示統制手続きを規定する「ディスクロージャー規程」を制定し、当社及び当社の子会社に係る情報の適時、公正かつ公平な公表を行っております。

重要な経営情報につきましては、原則として経営会議の審議を経て社長が重要な経営情報の開示の決定を行い、その後財務部長が東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)、報道機関、当社ホームページ等を通じて開示しております。また、開示の決定を補佐するため組織の長は、情報セキュリティ管理責任者として当該組織に係る経営情報の管理を行うとともに、当該組織及び関連する子会社における重要な経営情報に該当する可能性がある事実について財務部長と協議し、財務部長が重要な経営情報に該当すると判断した場合は、その開示につき経営会議に付議しております。

内部統制システムの概念図

